明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第三百二十五条中「特許審査第一部、特許審査第二部、特許審査第三部及び特許審査第四部」を「審査第一部、審査第二部、審査第三部及び審査第四部」に改める。

第三百二十七条中「特許審査第一部」を「審査第一部」に、「特許審査第二部」を「審査第二部」に、「特許審査第三部」を「審査第三部」に、「特許審査第四部」を「審査第四部」に改める。

第三百二十九条を次のように改める。

（制度審議室及び情報技術統括室並びに業務管理企画官）

第三百二十九条　総務課に、制度審議室及び情報技術統括室並びに業務管理企画官一人を置く。

2　制度審議室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　工業所有権制度の改正に関する事務に関すること。

二　工業所有権に関する法制の調査に関すること。

3　制度審議室に、室長を置く。

4　情報技術統括室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　工業所有権に関する情報システムの整備及び管理に関すること。

二　工業所有権に関する民間における技術の開発に係る環境の整備に関すること（企画調査課の所掌に属するものを除く。）。

5　情報技術統括室に、室長を置く。

6　業務管理企画官は、命を受けて、特許庁の所掌事務に係る事務の合理化その他の業務管理に関する特定事項の調査に関する事務を処理し、並びに企画、立案及び評価に参画する。

三百三十一条中「国際課」を「国際政策課」に改める。

第三百三十三条を次のように改める。

（方式審査室及び登録室）

第三百三十三条　審査業務課に、方式審査室及び登録室を置く。

2　方式審査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　工業所有権に関する出願書類の方式審査に関すること（出願課の所掌に属するものを除く。）。

二　工業所有権に関する出願書類の整理及び保管に関すること（出願課の所掌に属するものを除く。）。

3　方式審査室に、室長を置く。

4　登録室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　工業所有権の登録に関すること。

二　特定通常実施権許諾契約により許諾された通常実施権の登録に関する情報提供に関すること。

5　登録室に、室長を置く。

第三百三十四条の見出しを「（国際出願室、国際商標出願室及び特許行政サービス室）」に改め、同条中「出願支援課」を「出願課」に、「登録室及び特許行政サービス室」を「国際出願室、国際商標出願室及び特許行政サービス室」に改め、第二項及び第三項を削り、第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2　国際出願室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国際出願（特許法及び実用新案法の規定により特許出願及び実用新案登録出願とみなされる国際出願を除く。）に関する出願書類の方式審査に関すること。

二　国際出願に関する出願書類の接受及び発送に関すること。

三　国際出願に関する出願書類の整理及び保管に関すること。

3　国際出願室に、室長を置く。

4　国際商標出願室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国際登録出願に関する出願書類の方式審査に関すること。

二　国際登録出願に関する出願書類の接受及び発送に関すること。

三　国際登録出願に関する出願書類の整理及び保管に関すること。

5　国際商標出願室に、室長を置く。

第三百三十五条を削り、第三百三十六条を第三百三十五条とする。

第三百三十六条の二を削り、第三百三十七条を第三百三十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（意匠審査企画官）

第三百三十七条　意匠課に、意匠審査企画官一人を置く。

2　意匠審査企画官は、命を受けて、意匠の審査に関する特定事項の調査に関する事務を処理し、並びに企画及び立案に参画する。

第三百四十八条の二を削る。

第二章第三節第三款の次に次の一款を加える。

第四款　中小企業庁顧問

（中小企業庁顧問）

第三百四十九条の三　中小企業庁に、中小企業庁顧問を置くことができる。

2　中小企業庁顧問は、中小企業庁の所掌事務のうち重要な施策に参画し、及び特定事項を処理する。

3　中小企業庁顧問は、非常勤とする。

附　則

この省令は、平成二十五年七月一日から施行する。

○経済産業省令第三十二号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十三条第一項の規定に基づき、電気事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日　　経済産業大臣　茂木　敏充

電気事業法施行規則の一部を改正する省令

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項中「自家用電気工作物であって、出力千キロワット未満の発電所のみに係る前項の表一、二、三若しくは六の事業場、七千ボルト以下で受電する需要設備のみに係る同表三若しくは六の事業場又は電圧六百ボルト以下の配電線路を管理する事業場のみに係る同表六の」を「次の各号のいずれかに掲げる自家用電気工作物に係る当該各号に定める」に、「発電所、需要設備又は配電線路を管理する事業場」を「自家用電気工作物」に、「を次条」を「が次条」に、「している」を「されている」に、「同表三又は六」を「前項の表第三号又は第六号」に改め、同項に次の各号を加える。

一　出力二千キロワット未満の発電所（水力発電所、火力発電所、太陽電池発電所及び風力発電所に限る。）であって電圧七千ボルト以下で連系等をするもの　前項の表第一号、第二号又は第六号の事業場

二　出力千キロワット未満の発電所（前号に掲げるものを除く。）であって電圧七千ボルト以下で連系等をするもの　前項の表第三号又は第六号の事業場

三　電圧七千ボルト以下で受電する需要設備　前項の表第三号又は第六号の事業場

四　電圧六百ボルト以下の配電線路　当該配電線路を管理する事業場

附　則

この省令は、公布の日から施行する。